

お知らせ

健康保険法の改正により、令和6年12月2日から、健康保険証の発行が終了となり、マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード）により医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。ただし、有効な健康保険証をお持ちの場合、令和7年12月1日までお使いいただけます。

なお、改正により、令和6年12月2日以降に健康保険組合に加入された方や再交付等の届出書を提出（2日以降受付）された方へ対しても健康保険証は発行できなくなるため、「マイナ保険証」もしくは「資格確認書(マイナ保険証をお持ちでない方へは後日資格確認書を交付いたします)」により医療機関を受診いただくこととなります。

何卒ご理解願います。

滋賀県自動車健康保険組合